

事業再生における会社分割と債権者の保護

辻田 俊幸
Toshiyuki Tsujita

PROFILEはこちら

1 はじめに

会社分割は、事業再生の手法として広く利用されている一方で、経営不振に陥っている会社が優良事業(又は不採算事業)のみを分割して承継会社に移転することで債権者の利益が害されるおそれがあります。

本稿では、会社分割をめぐる会社法及び債権管理・回収との関係で生じる法律問題等を概観し、とりわけ分割会社の債権者の皆様が詐欺的な会社分割に対して採り得る対抗手段を整理します。

2 会社分割に関する債権者保護のための手続規制

会社分割を行おうとする会社は、官報等により公告を行い、一定の期間(通常1か月)、債権者に対して異議を述べる機会を与える手続(債権者異議手続)を行わなければなりません。そして会社法所定の「異議を述べることができる債権者」(同法789条1項2号等)が通常1か月の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は会社分割を承認したとみなされ、分割会社に対して個別の権利行使や無効の訴えができなくなります。その意味で、債権者異議手続は、債権者保護のための手続であると同時に、一定の期間の経過を理由に債権者の権利行使を制約することで会社分割をめぐる手続の安定性を確保するための手続であるともいえます。「異議を述べることができる債権者」の皆様としては、債権者異議手続の期間内に当該会社分割の当否を判断し、適時に異議を述べる必要があります。

3 詐欺的な会社分割に対して債権者が採り得る対抗手段

(1) 詐欺的な会社分割

ところで、分割会社は承継会社(新設会社を含みます。)か

ら相当な分割対価を取得するため、その財産状況に変動がなく、責任財産の額は従前のままであることから、承継会社に承継されない債権者(以下「残存債権者」といいます。)、すなわち、会社分割後も分割会社に債務の履行を請求できる債権者は上述の「異議を述べるができる債権者」に含まれません(なお、いわゆる物的分割の場合に限ります。)。その結果、債権者異議手続による手続保障は与えられません。かかる制度手続を悪用することにより、分割会社が承継会社に優良事業等を低廉な対価で承継させ、かつ特定の債権者のみを残存債権者に恣意的に振り分け、残存債権者が分割会社から十分な債務の弁済を受けられないことになるという詐欺的な会社分割が社会問題となりました。

このような事態を受け、平成26年改正会社法では、詐欺的な会社分割等における債権者の保護のための規定が設けられ、詐欺的な会社分割において、残存債権者は承継会社に対して承継財産の価額を限度として債務の履行を直接請求できるとされました(同法759条4項等。以下「残存債権者による直接請求権」といいます。)

また、詐欺的な会社分割については、民法上の詐害行為取消権(民法424条以下)を行使して、会社分割を取り消すことができるという判決もなされています(最二小判平成24年10月12日(民集66巻10号3311頁・金法1970号112頁)。なお、同判例は平成26年会社法改正前の事案に関するものですが、同改正後においても詐欺的な会社分割に対して民法上の詐害行為取消権を行使できると考えられます。)

これら2つの手段は要件・効果において類似する部分がありますが、前者は裁判外でも行使ができる点、後者は転得者に対する請求の条文が存在することから承継会社が分割を受けた資産をそのまま転得者に譲渡した場合に転得者に対しても行使し得る点等において違いがあります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(2)「債権者を害する」の意味

詐害的な会社分割と認められるには、当該会社分割が「債権者を害する」ものであることが必要です。ここで、「債権者を害する」の意味について、会社分割により分割会社の一般財産の共同担保としての価値を実質的に毀損して、債権者が自己の有する債権について弁済を受けることをより困難にしたといえるかがポイントになると考えられます。この点、京都地裁平成27年3月26日(判時2270号118頁)では、会社分割の詐害性を清算価値保障原則の観点からアプローチして、会社分割前後での弁済率の多寡(増減)を基準にして判断しており、実務上参考になります。

(3)分割会社が倒産した場合

詐害的な会社分割後に、分割会社について倒産手続が開始された場合、破産管財人等による否認権の行使との競合が生じることから、残存債権者による直接請求権は行使することができないとされています(会社法759条7項等)。また、民法上の詐害行為取消訴訟についても破産手続等の開始により中断し、破産管財人等に受継され得るとされており、また破産手続等の開始後に新たに詐害行為取消訴訟を提起することはできないと考えられています。つまり、手続開始後は債権者自身による権利行使は制約され、破産管財人等による否認権の行使に一元化されます。そのため、残存債権者としては、他の残存債権者との公平・平等性を慎重に考慮した上で、分割会社の倒産によって権利行使の制約が生じて

しまう前に上記権利を行使し、迅速に債権を回収することが必要な場合があります(なお、承継会社による弁済は分割会社による行為ではないため、当該弁済を分割会社による行為と同一視すべき事情があるような場合を除いて、分割会社の破産管財人等による否認権行使の対象外と考えられます。)

また、手続開始後であっても、残存債権者としては詐害行為があったと考えている場合には、破産管財人等に事情を説明して否認権の行使を促すことが考えられます。

(4)その他の方策

上記手段以外にも法人格否認の法理により分割会社と承継会社の異別性を否認し、残存債権者から承継会社への請求を認めた裁判例(東京地判平成24年7月23日(金判1414号45頁))もありますが、法人格の濫用目的が認められるには詐害性よりも強い悪質性・濫用性が必要であると考えられるため、まずは上記手段を採ることを検討すべきです。また、詐害的な会社分割を行った取締役等に対して会社法429条に基づいて責任を追及することが考えられます。そのほか、詐害的な会社分割をしそうな会社とはそもそも取引を行わないことも事前予防の観点からは必要です。

なお平成26年改正会社法により、会社分割だけでなく、詐害的な事業譲渡や商法上の営業譲渡についても残存債権者の保護規定が新設されています。